

## 2022 広島市販路拡大等チャレンジ応援金（二次募集）支給要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、売上等が落ち込み経営が厳しくなることが危惧される中、販売促進・販路拡大等に取り組む市内の中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業及び中小企業組合（商店街振興組合を除く）、小規模事業者（以下「市内中小企業者等」という。）に対する、販路拡大等チャレンジ応援金（以下「応援金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、市内中小企業者等の売上は大きく落ち込んでおり、感染症収束の見通しが立たない中で、今後更に経営が厳しくなることが危惧される。

本事業は、この現下の厳しい状況を乗り越えるべく、事業計画を策定し、販売促進・販路開拓に取り組もうとする市内中小企業者等に応援金を支給し、その取組を促すことで、市内中小企業者等の事業継続を支援することを目的とする。

### （支給対象者）

第3条 この応援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、販売促進・販路拡大等に取り組む中小企業者等のうち、市内に事業所を有し、事業計画に基づき市内で事業を実施する事業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、支援対象者から除外するものとする。

- (1) これまでに応援金を支給されている者
- (2) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- (3) 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- (4) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (5) 発行済株式の総数又は出資価格の総額を(1)～(3)に該当する中小企業者が所有している中小企業者
- (6) (2)～(4)に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

### （支給額等）

第4条 応援金の支給額は、1事業者につき事業対象経費の5分の4とする。

2 前項の規定にかかわらず、応援金の限度額は100万円とし、1事業者につき1回に限り支給するものとする。

3 応援金の額に千円未満の端数が生じた場合、その端数金額は切り捨てるものとする。

### （支給の申請）

第5条 支給対象者が、応援金の支給を受けようとする場合には、別に定める申請期間中に次の各号に掲げる書類を書面により広島市販路拡大等チャレンジ応援実行委員会（以下「実行委員会」という。）委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 申請書（様式1）
- (2) 事業計画書（様式2）
- (3) 経費内訳書（様式3）

- (4) その他委員長が必要と認める書類
- 2 実行委員会は応援金の支給予定額が、予算の範囲を大幅に超えると判断した場合は、支給申請の受付を終了することができる。
- 3 その他応援金の支給申請に関し必要なことは、委員長が別に定める。

(支給の決定)

- 第6条 委員長は、前条第1項の提出があったときは、当該申請書類等に基づき、内容が適正であるか審査を行う。
- 2 委員長は、前項の審査の結果、内容が適正であると認めるときは、予算の範囲内で速やかに応援金の支給を決定し、支給決定通知書(様式4)により、支給対象者に通知するものとする。
  - 3 委員長は、前項の採択決定に当たり、次の各号に掲げる要件を付することができる。
    - (1) 前条の規定に基づき提出した申請の内容(以下「申請内容」という。)に変更等がある場合は、原則として委員長の承認を受けること。
    - (2) 申請内容の遂行が困難になったときは、遅滞なく委員長に報告してその指示を受けること。
    - (3) 応援金の収支に関する帳簿や領収書等の関係書類を、応援金の支給を受けた年度終了後5年間保管すること。
    - (4) 応援金の支給の条件に違反したときは、応援金の全部又は一部の返還を命じることがあること。
    - (5) 事業完了後、20日以内又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに実績報告書等を委員長に提出すること。
    - (6) その他この要綱を遵守すること。
  - 4 委員長は、第1項の審査の結果、応援金を支給しない旨の決定をしたときは、不採択通知書(様式5)により、速やかにその旨を申請者に通知するものとする。
  - 5 応援金は、第2項の支給決定通知を受けた者(以下「支給決定者」という。)に対し支給するものとする。
  - 6 委員長は、支給決定者に対し、応援金の支給のため必要な報告又は書類の提出を求め、現地確認を行うことができる。
  - 7 その他応援金の審査及び支給の決定に関し必要なことは、委員長が別に定める。

(支給決定の取消し)

- 第7条 委員長は、申請内容に虚偽又は不正があったときは、支給決定を取り消すことができる。
- 2 委員長は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、支給決定取消通知書(様式6)により、速やかにその旨を通知するものとする。

(実績報告)

- 第8条 支給決定者は、事業完了後、委員長が特に事情があると認める場合を除き、その完了の日から20日以内又は令和5年2月28日のいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 応援金実績報告書(様式7)
  - (2) 経費を支出した事実を証する書類の写し(委員長が認めるものに限る。)
  - (3) その他委員長が必要と認める書類

(応援金の額の確定等)

- 第9条 委員長は、前条の規定による書類の提出があった場合、当該提出書類等に基づき審査を行い、当該報告内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに応援金の額を確定し、応援金支給額確定通知書(様式8)により、支給決定者に通知するものとする。
- 2 支給決定者の応援金の精算に過金を生じたときは、速やかにこれを委員長に返納

しなければならない。

- 3 委員長は、前条の規定により書類の提出を受けた場合において、当該報告内容等が応援金の支給の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該支給決定者に命じ、又は応援金の全部若しくは一部を取り消し、当該取り消しに係る応援金の返還を命じるものとする。

(財産の管理等)

- 第10条 支給決定者は、対象経費により取得し、または効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、応援金の支給の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 支給決定者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳（様式9）を備え管理しなければならない。
- 3 支給決定者は、事業実施期間内に取得財産等があるときは、第8条第1項に定める実績報告書に取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。
- 4 委員長は、支給決定者が取得財産等を処分することにより収入があり、またはあると見込まれるときは、その収入の全部もしくは一部を実行委員会に納付させることがある。

(財産の処分の制限)

- 第11条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格または効用の増加価格が単価50万円（消費税および地方消費税相当額を含まない。）以上の機械、器具、備品およびその他の財産とする。
- 2 財産の処分を制限する期間は、応援金支給の目的および減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、委員長が別に定める期間とする。
- 3 支給決定者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ取得財産の処分承認申請書（様式10）を委員長に提出して、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(応援金の返還)

- 第12条 委員長は、第7条又は第9条第3項の規定により、応援金支給決定が取り消された場合には、既に支給した応援金の全部又は一部について、期限を定めて返還を命ずることができる。

(加算金及び延滞金)

- 第13条 支給決定者が、前条の規定により補助金の返還を命じられたときは、委員長がやむを得ない事情があると認める場合を除き、広島市補助金等交付規則（昭和36年広島市規則第58号）第20条に定める方法により算定した加算金及び延滞金を実行委員会に納付しなければならない。
- 2 前項の加算金及び延滞金に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

- 第14条 支給決定者は、別紙記載の反社会的勢力排除に関する誓約事項について応援金の申請前に確認しなければならない、申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(委任規定)

- 第15条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に必要な事項は、委員長が別に

定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月13日から施行する。

## 反社会的勢力排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私）は、応援金の支給の申請をするにあたって、また、事業の実施期間内および完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、またはこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

## 記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの、または暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの、または業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、または標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、または暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団または個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
  - イ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営を支配していると認められること
  - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業または自社の経営に実質的に関与していると認められること
  - ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
  - ニ 前各号に掲げる者に資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
  - ホ その他前各号に掲げる者と役員または経営に実質的に関与している者が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること